

答 申 書
(答 申 第 274 号)
平成 30 年 10 月 25 日

1 審査会の結論

北海道労働委員会が平成 28 年道委不第 16 号事件に係る第 2 回審問（平成 30 年 1 月 19 日開催）の録音データについて不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、平成 28 年道委不第 16 号事件、平成 30 年 1 月 19 日実施の第 2 回審問の録音データである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道労働委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、第 2 回審問の録音データ（以下「本件録音データ」という。）は、審問調書作成のために利用した補助的なものであり、公文書に該当しないとして、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき公文書不存在処分（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件不存在処分について、本件録音データは調書作成の為のもので、条例第 2 条第 2 項の公文書であることは明白であり、条例第 10 条に該当しない限り公開すべきであるとして、本件録音データを開示する処分への変更を求めていることから、本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 条例第 2 条第 2 項は、公文書について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

さらにその趣旨及び解釈として、「北海道情報公開条例の施行について（平成 10 年 4 月 1 日北海道総務部長通達。以下「通達」という。）」では、次のように記載されている。

- ・ 「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成 10 年北海道規則第 46 号）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいう。
- ・ なお、「実施機関が管理しているもの」であれば、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものである。
- ・ また、「当該実施機関が組織的に用いるもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみに利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）などは、組織的に用いるものに該当しない。
- ・ 作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接

的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、②当該文書の利用の状況(業務上必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、③保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

イ 実施機関は、公文書たる審問調書を作成するにあたっては、速記士である職員が当事者又は証人尋問時において作成する速記符号帳をもとに、当該尋問後に反訳しているところであり、本件録音データは、当該職員がその反訳する過程において事務処理上補助的に使用したものに過ぎないとして、条例第2条第2項に規定する「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」ではなく、公文書に該当しないと主張する。

ウ 請求人は、本件録音データは、労働委員会規則所定の審問調書を作成する基となる資料として審問の開会から閉会までの一連の音声を録音したものであるから、職員が自己の職務の範囲内において作成し、取得したといえる。ここでいう「職員」は、実施機関が指揮監督権を有するすべての職員を指し、本件録音データは、審問調書の原稿の作成、当該原稿の内容確認、校正等のために用いており、実施機関の業務に必要な文書として組織的に用いられているのであるから、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存しているものであるとして、本件録音データは、条例第2条第2項に規定する公文書であると主張する。

エ 本件録音データが条例上の公文書に該当するかどうかを判断するには、本件録音データについて「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」に該当するかを判断するのが適当であり、そのためには、通達に掲げる①文書の作成又は取得の状況、②当該文書の利用の状況、③保存又は廃棄の状況の3点について検討することが必要である。

(7) 文書の作成又は取得の状況

実施機関の主張するとおり、審問調書は、速記士が作成する速記符号帳を基に反訳して作成しており、本件録音データについては、当該職員がその反訳する過程において事務処理上補助的に使用しているものであって、職員個人の便宜のために取得しているものと認められる。

また、管理監督者の指示等の関与があった事実も窺えない。

(イ) 当該文書の利用の状況

本件録音データは、速記士が事務処理上補助的に使用しているものであって、業務上必要なものとして他の職員又は部外に配布されたものではなく、他の職員がその職務上利用している事実も窺えない。

(ウ) 保存又は廃棄の状況

本件録音データは、職員個人の便宜のために取得されているものであって、保存又は廃棄についての規定はなく、専ら当該職員の判断に任されているものと認められる。

また、審問調書は速記士が作成する速記符号帳を基に反訳して作成していることから、通常の議事録と異なり録音データに依存しておらず、それは、審問調書の内容について疑義があると指摘された場合であっても、録音データを確認することはなく、疑義があった旨を付記するのみの対応であることから認められる。

以上のことを総合的に判断すると、本件録音データについては、公文書の定義で要件とされる「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」であるということとはできないものであり、公文書には該当しないと判断する。

したがって、本件録音データは、条例に基づく開示請求の対象ではないと考えられ、本件開示請求に対し本件不存在処分を行ったことは、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年6月27日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号 580）○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書不存在通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し、(7)反論書の写し）
平成30年6月29日	<ul style="list-style-type: none">○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成30年7月18日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審査請求人の意見陳述○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 審議
平成30年8月28日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案骨子審議
平成30年10月1日 （第96回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成30年10月25日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申